

〔短期入所療養介護利用料〕

【短期入所療養介護費】 ※ 1 割負担概算

	要支援1	要支援2			
介護予防短期入所療養介護 (Ⅰ - i) 基本型	667円	843円			
介護予防短期入所療養介護 (Ⅰ - ii) 在宅強化型	727円	904円			

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期入所療養介護費 (Ⅰ - i) 基本型	893円	943円	1,013円	1,072円	1,128円
短期入所療養介護費 (Ⅰ - ii) 在宅強化型	968円	1,050円	1,120円	1,182円	1,245円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円：	厚生労働大臣が定める基準に適合しております/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円：	厚生労働大臣が定める基準に適合しております/日
夜勤職員配置加算	26円：	夜勤職員を基準に従い配置しております/日
送迎加算	197円：	送迎を利用された場合片道当たりの料金/回
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)	55円：	在宅で介護を受けることとなった方の占める割合が一定数以上/日
療養食加算	9円：	療養食を取られた場合
緊急時治療管理加算	554円：	緊急時に医療行為を行った場合(月1回3日以内)
個別リハビリテーション実施加算	257円：	個別にリハビリテーションを実施した場合算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	214円：	認知症により緊急短期受入が必要であった場合、7日間を限度算定
若年性認知症入所者受入加算	129円：	若年性認知症の方が入所された場合
緊急短期入所受入加算	97円：	緊急入所に対応した場合、7日間を限度に算定
口腔連携強化加算	54円：	口腔の健康状態の評価を実施した場合
重度療養管理加算	129円：	重度の療養管理を行った場合
総合医学管理加算	294円：	緊急入所に対応し、治療管理を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107円：	生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円：	生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	75/1000：	請求金額に加算されます

【利 用 料】					
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,900円
食 費	300円	600円	1,000円	1,300円	2,400円
朝食	650円： 朝食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）				
昼食	850円： 昼食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）				
夕食	900円： 夕食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）				
教養娯楽費（セット）	200円： レクリエーション等の費用（全てに参加）				
教養娯楽費	実費： レクリエーション等の費用				
特別室料	6,050円： 特別室に入所の場合（税込）				
洗濯代（水洗い）	500円： 業者委託 1 ネットあたり（税別）				
洗濯代（ドライ）	別紙料金： 業者委託 洗濯物品別料金（税別）				
請求書や領収書の再発行	220円/1部				